

鹿児島県

事務処理要領編（建築士法）

鹿児島県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、二級建築士及び木造建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「免許取消」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- (2) 「業務停止」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第10条第1項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

二級建築士及び木造建築士の業務の適正を確保するため、二級建築士及び木造建築士が、法第10条第1項に規定する懲戒事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

- イ 一の行為が二以上の懲戒事由（表1に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。
- ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。
ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の懲戒事由がいずれも

表1 「18. 定期講習受講義務違反」である場合は、この限りでない。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由に該当する行為を行わず、建築士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情がある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、平成29年11月1日から施行する。

表1

ランク表

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク	
建築関係法令違反 (建築士法第10条第1項第1号)	建築士法違反	1. 業務停止処分違反	10①	16
		2. 建築士報告、検査義務違反	10の2①	4
		3. 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反 (指定登録機関等の役職員等として)	10の8①、10の20③、15の5①、15の6③、26の3③	4
		4. 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反 (地位を承継した者として)	10の27②、22の3②、26の5②	4
		5. 試験委員の不正行為	15の4、15の6③	4
		6. 違反設計、違反適合確認 (建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計・適合確認等) (上記以外の違反設計・違反適合確認)	18①	9~15 6
		7. 工事監理不履行・工事監理不十分	18③	6
		8. 無断設計変更	19	4
		9. 建築士免許証等の不提示	19の2	4
		10. 設計図書の記名・押印不履行	20①	4
		11. 安全性確認証明書交付義務違反	20②	6
		12. 工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4
		13. 建築設備士の意見明示義務違反	20⑤	4
		14. 名義借り	20①③、20の2①②、20の3②、24①	6
		15. 名義貸し	20①③、20の2①③、20の3①③、21の2、24の2	6
		16. 違反行為の指示等	21の3	6
		17. 信用失墜行為	21の4	4
		18. 定期講習受講義務違反	22の2	
		①定期講習受講義務違反		1
		②①による処分等を受けても、なお受講しない場合		2
		③②による処分等を受けても、なお受講しないなど悪質性が高い場合		5
		19. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①、②、③	4
		20. 設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4
		21. 無登録業務	23、23の10	4
		22. 虚偽・不正事務所登録	23の2	4
		23. 事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①、②	4
		24. 管理建築士不設置	24①②	4
		25. 管理建築士事務所管理不履行	24③、④	4
		26. 再委託の制限違反	24の3	4
		27. 事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4
		28. 事務所標識非掲示	24の5	4
		29. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	4
		30. 重要事項説明義務違反	24の7①	4
		31. 重要事項説明時の建築士免許証等の不提示	24の7②	4
		32. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8①	4
33. 事務所閉鎖処分違反	26②	16		
34. 事務所報告、検査義務違反	26の2①	4		
35. 建築士審査会委員の不正行為	32	4		
建築基準法違反	36. 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反	5の6	6	
	37. 無確認工事等	6、7の3	6	
	38. 違反工事	各条項	6	
	39. 工事完了検査申請等懈怠	7、7の3	4	
	40. 是正命令等違反	9	6	
	41. 確認表示非掲示	89①	4	
不誠実行為 (建築士法第10条第1項第2号)	上記以外の建築関係法令違反	42. 建築確認対象法令違反		3~6
		43. 虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6
		44. 無確認着工等容認		4
		45. 虚偽の確認申請等		6
		46. 工事監理者欄等虚偽記入		6
		47. 管理建築士専任違反		4
		48. 管理建築士への名義貸し		6
		49. 重要事項説明の欠落		4
		50. その他の不誠実行為		1~6

(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。

表 2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+ 3 ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲ 1 ～ ▲ 3 ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲ 1 ～ ▲ 3 ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	○法違反等の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	○常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲ 1 ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲ 1 ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+ 3 ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表 3

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容	処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意	9	業務停止 6 月
2	戒告	10	業務停止 7 月
3	業務停止 1 月未満	11	業務停止 8 月
4	業務停止 1 月	12	業務停止 9 月
5	業務停止 2 月	13	業務停止 10 月
6	業務停止 3 月	14	業務停止 11 月
7	業務停止 4 月	15	業務停止 12 月
8	業務停止 5 月	16以上	免許取消

※業務停止期間については、暦に従うものとする。

表 4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	業務停止 (ランク 3 ~ 15)	免許取消 (ランク 16 以上)
文書注意 (ランク 1)				
戒告 (ランク 2)	+ 1 ランク (+ 2 ランク)	+ 3 ランク (+ 4 ランク)		
業務停止 (ランク 3 ~ 15)				
免許取消 (ランク 16 以上)	免許取消			

() は過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

(注 1) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の () のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表 1 のランク 6 以上に該当し、今回も同表のランク 6 以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。

(注 2) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から 5 年より前である場合は、上表中のランクを 1 ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表 1 のランク 6 以上に該当する場合は軽減しない。

備考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法その他、消防法、宅地造成規制法、都市計画法及び建設業法等の建築関係規定を指す。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合その他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。
- 3 懲戒事由の説明
表 1 のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

1. 業務停止処分違反

業務停止処分に違反した場合

2. 建築士報告、検査義務違反

建築士が、国土交通大臣等からの報告の求めに対し、報告をせず又は虚偽の報告をした場合

建築士が、建築士事務所等に対する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

3. 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反

建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合

4. **登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反**
建築士である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届け出を行わなかった場合
5. **試験委員の不正行為**
建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合
6. **違反設計、違反適合確認**
法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計又は適合確認を行った場合
7. **工事監理不履行・工事監理不十分**
法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合
8. **無断設計変更**
他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合
9. **建築士免許証等の不提示**
設計等の委託者から請求があったにもかかわらず、建築士免許証等の提示をしなかった場合
10. **設計図書の記名・押印不履行**
建築士が、その作成した設計図書に記名及び押印をしなかった場合
11. **安全性確認証明書交付義務違反**
構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合
12. **工事監理報告書の未提出、不十分記載等**
工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合
13. **建築設備士の意見明示義務違反**
建築設備士の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合
14. **名義借り**
建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合
15. **名義貸し**
建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合
16. **違反行為の指示等**
建築士が、建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合
17. **信用失墜行為**
建築士が、建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合
18. **定期講習受講義務違反**
 - ① 受講期間内に定期講習を受講しなかった場合
 - ② ①による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった場合
 - ③ ②による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講せず、長期にわたり未受講状態が継続するなど、悪質性が高い場合
19. **契約締結時の書面の交付義務違反**
建築士たる建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に

記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

20. 設計等の業務に関する報告書未提出

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

21. 無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

22. 虚偽・不正事務所登録

建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

23. 事務所変更届懈怠、虚偽報告

建築士たる建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

24. 管理建築士不設置

建築士たる建築士事務所の開設者が、専任の管理建築士をおこななかった場合、又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合

25. 管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったような場合

26. 再委託の制限違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

27. 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

28. 事務所標識非掲示

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

29. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

30. 重要事項説明義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

31. 重要事項説明時の建築士免許証等の不提示

管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許等を提示しなかった場合

32. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合

33. 事務所閉鎖処分違反

建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

34. 事務所報告、検査義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

35. 建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

36. 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計、又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

37. 無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

38. 違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規程に違反する工事を行った場合

39. 工事完了検査申請等懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

40. 是正命令等違反

建築士が、建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

41. 確認表示非揭示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

42. 虚偽の確認済証等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認済証等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

43. 無確認着工等容認

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が、無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

44. 虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

45. 工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

46. 管理建築士専任違反

管理建築士が、業務を専任で行わなかった場合

47. 管理建築士への名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許したような場合

48. 重要事項説明の欠落

管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行ったが不十分な場合

平成21年3月10日制定
平成26年4月1日改正
平成28年2月23日改正

鹿児島県建築士事務所の監督処分等の基準

1 趣旨

本基準は、鹿児島県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条の第1項又は第2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書による注意をいう。）を行うものとする。

4 監督処分等の基準

(1) 一般的基準

建築士事務所の監督処分等は、別表第1の基準により行うものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

二以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消とする等。）

(3) 個別事情によるランクの加重

違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に監督処分等（文書による注意にあっては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により監督処分を行うものとする。

5 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭するものとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発するものとする。

6 施行期日等

- (1) この基準は、平成20年10月1日から施行する。ただし、この処分基準の施行の日前に生じた事由による監督処分については、なお従前の例による。
- (2) この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- (3) この基準は、平成28年2月23日から施行する。

別表第1

基準表

処 分 事 由		関 係 条 文		処分事由 対象	処分等の基準	
法第26条第1項の各号に該当するとき				開設者	登録取消	
法第26条第2項の各号に該当するとき	第1号に該当するとき	22の3の3①～④ 24の2～24の8		開設者	文書注意若しくは戒告、閉鎖又は登録取消	
	第2号に該当するとき	23の4 ②	1号	第8条1号	開設者	開設者である建築士の懲戒処分に準じた処分
				第8条2号		
			2号 3号			閉鎖又は登録取消
	第3号に該当するとき	23の5①②		開設者	文書注意、若しくは戒告又は閉鎖	
	第4号に該当するとき	10①		管理建築士	管理建築士の懲戒処分に準じた処分	
	第5号に該当するとき	10①		所属建築士	※文書注意、若しくは戒告又は閉鎖	
	第6号に該当するとき	3①, 3の2①③		管理建築士	戒告又は閉鎖	
	第7号に該当するとき	3①, 3の2①③		所属建築士		
	第8号に該当するとき	3①, 3の2①③, 3の3①		所属者		
第9号に該当するとき	閉鎖命令に違反したとき		開設者又は 管理建築士	登録取消		
	法26条の2第1項による報告の求め又は検査に応じないとき			戒告又は閉鎖		
第10号に該当するとき				開設者	文書注意若しくは戒告、閉鎖又は登録取消	

※ 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勘案する。

別表第2

過去に処分等を受けている場合の基準表

処分事由	処分等の基準
1 別表第1の基準により文書注意が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録取消
3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖機関に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取消
4 別表第1により登録取消が相当であるとき	登録取消

建築士事務所登録について

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項より

●建築士事務所の登録・閲覧事務を行う指定事務所登録機関の指定について

県は、建築士法第26条の3第1項の規定に基づき、県内に事務所のある建築士事務所の登録・閲覧事務を行う指定事務所登録機関として、一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会を指定しました。

なお、指定に伴い、今まで鹿児島県で行っていた当該業務については、平成25年4月1日から一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会が行います。

- 1 建築士事務所の登録に必要な書類等※（一社）鹿児島県建築士事務所協会 H.P から抜粋
 - ・法人登録の場合（表1）
 - ・個人登録の場合（表2）
- 2 登録手数料
 - 1級 15,000円
 - 2級・木造 10,000円
- 2 有効期間 5年間
（更新の場合は現在の登録有効期間満了日30日前までに登録申請書一式を提出）
- 4 提出先
（一社）鹿児島県建築士事務所協会

一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会 〒890-0055 鹿児島市上荒田町29番33
TEL 099(251)9887
FAX 099(251)9871

- 5 その他
 - 1 登録内容に変更があった場合は登録事項変更届を提出してください。
 - 2 建築士事務所を廃業したときは建築士事務所廃業等届を提出してください。
 - 3 毎事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を提出してください。

表1 (法人登録)

様式等	更新	新規	部数	注意点
登録申請書 (第五号書式・第一面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により書式が変更されています。
所属建築士名簿 (第五号書式・第二面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により追加されました。登録する時点での最新の所属状況を記入してください。
役員名簿 (第五号書式・第三面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により追加されました。添付する登記簿謄本記載の代表取締役・取締役を記入してください。 ※「監査役」は建築士事務所上の役員ではないため記載不要。
業務概要書 (第六号書式添付書類(イ))	○	○	2	更新において実績がない場合は「該当なし」と記入し添付。新規の場合は何も記入せずに添付。
略歴書 (第六号書式添付書類(ロ)) 登録申請者分・管理建築士分	○	○	各2	登録申請者が管理建築士を兼ねている場合であっても、登録申請者及び管理建築士の略歴書を両方とも添付する必要があります。(計4枚) 法人の場合、登録申請者略歴書は代表取締役について記入し、代表取締役の個人印を押印。
誓約書 (第六号書式添付書類(ハ))	○	○	2	座判・コピー・印字での記入は不可。会社名、役職名、代表者の氏名を直筆で記入。
定款の写し	○	○	2	目的欄に「建築物の設計・工事監理」業務が行える旨が明記されていなければなりません。 写しの表紙に原本証明が必要です。 (例)「原本と相違ありません ○○年○月○日 □□□会社 代表取締役△△△ 法人印」
登記簿謄本の原本	○	○	1	目的欄に「建築物の設計・工事監理」業務が行える旨が明記されていなければなりません。 申請日からさかのぼって3ヶ月以内に取得したものに限りです。
管理建築士の管理建築士講習の修了証の写し	○	○	2	建築士法第24条第2項に基づく法定講習
管理建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	
所属建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	鹿児島県以外で登録している二級・木造建築士が所属している場合
管理建築士の住民票の原本 ※登録申請者と管理建築士が異なる場合	○	○	1	登録申請者(法人の代表取締役)が管理建築士を兼ねる場合、添付は不要。(申請日からさかのぼって3ヶ月以内に取得したものに限り。)
管理建築士の退職証明書の原本 (様式は任意)	—	○	1	管理建築士が申請日現在において、登録する建築士事務所(登録を行う法人)に連続して1年以上勤務していない場合に限る。
付近見取図	○	○	各2	正・副各2部、合計4枚必要です。
所属建築士の建築士定期講習の修了証の写し (直近に受講終了した分)	○	※	1	建築士法第22条の2に基づく法定講習。 所属建築士は全員提出。(管理建築士も含む) ※新規でも、修了済みの建築士がいる場合は提出。
構造一級建築士 設備一級建築士の 定期講習修了証の写し	○	○	1	所属建築士に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士がいる場合。

表2 (個人登録)

様式等	更新	新規	部数	注意点
登録申請書 (第五号書式・第一面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により書式が変更されています。
所属建築士名簿 (第五号書式・第二面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により追加されました。 登録する時点での最新の所属状況を記入してください。
役員名簿 (第五号書式・第三面)	—	—	—	個人登録の場合、添付は不要です。
業務概要書 (第六号書式添付書類(イ))	○	○	2	更新において実績がない場合は「該当なし」と記入し添付。 新規の場合は何も記入せずに添付。
略歴書 (第六号書式添付書類(ロ)) 登録申請者分・管理建築士分	○	○	各2	登録申請者が管理建築士を兼ねている場合であっても、登録申請者及び 管理建築士の略歴書を両方とも添付する必要があります。(計4枚)
誓約書 (第六号書式添付書類(ハ))	○	○	2	座判・コピー・印字での記入は不可。 直筆でなければなりません。
管理建築士の管理建築士講習の修了証の写し	○	○	2	建築士法第24条第2項に基づく法定講習
管理建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	—
所属建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	鹿児島県以外で登録している二級・木造建築士が所属している場合
管理建築士の住民票の原本 ※登録申請者と管理建築士が異なる場合	○	○	1	開設者(事務所の所長)が管理建築士を兼ねる場合、添付は不要。(申 請日からさかのぼって3ヶ月以内に取得したものに限り。)
管理建築士の退職証明書の原本 (様式は任意)	—	○	1	管理建築士が申請日現在において、登録する建築士事務所(登録を行う 法人)に連続して1年以上勤務していない場合に限り。
付近見取図	○	○	各2	正・副各2部、合計4枚必要です。
所属建築士の建築士定期講習の修了証の写し (直近に受講終了した分)	○	※	1	建築士法第22条の2に基づく法定講習。 所属建築士は全員提出。(管理建築士も含む) ※新規でも、修了済みの建築士がいる場合は提出。
構造一級建築士 設備一級建築士の 定期講習修了証の写し	○	○	1	所属建築士に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士がいる場合。

建築士事務所の業務に関する報告書の提出について

県内建築士事務所の開設者の皆様へ

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに業務の実績等を報告することが義務付けられております。（建築士法第23条の6）

なお、提出された報告書は、知事により一般の閲覧に供します。（同第23条の9）

1 提出書類

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（第六号の二書式）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| （第一面）報告書 | （第二面）建築士事務所の業務の実績 |
| （第三面）所属建築士名簿 | （第四面）所属建築士の業務の実績 |
| （第五面）管理建築士による意見の概要 | |

2 提出期間

毎年、各建築士事務所の事業年度（営業年度）終了後3ヶ月以内

提出期限の例（事業年度は各事業主で確認すること。）

		事業年度	提出期間
例1	個人事業主	平成31年1月1日から 令和元年12月31日まで	令和元年1月1日から 令和元年3月31日まで
例2	法人事業主（3月末決算）	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和2年6月30日まで
例3	法人事業主（6月末決算）	令和元年7月1日から 令和2年6月30日まで	令和2年7月1日から 令和2年9月30日まで

※提出期限を過ぎた場合も速やかに提出してください。

3 よくある修正事項

- ・書式が最新の法定書式になっていない。
→事務所協会連合会HP等から入手し、書式は変更せずに使用してください。
- ・第一面の事業年度期間の記入漏れ
- ・第三面の所属建築士名簿の定期講習受講年月日の誤記入

4 受付窓口及び問い合わせ先（受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分）

下表に示された提出先に郵送又はご持参ください。

建築士事務所の所在地	提出先, 問い合わせ先
西之表市, 中種子町, 南種子町	熊毛支庁建設部建設課建築係 〒891-3192 西之表市西之表7590 (熊毛支庁舎) TEL : 0997-22-1867 FAX : 0997-23-1460
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課河川港湾第二係 〒891-4311 屋久島町安房650 (熊毛支庁屋久島庁舎) TEL : 0997-46-2213 FAX : 0997-46-3049
奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 和泊町, 知名町, 与論町	大島支庁建設部建設課建築係 〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 (大島支庁舎) TEL : 0997-57-7344 FAX : 0997-57-7362
徳之島町, 天城町, 伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課道路係 〒891-7101 徳之島町亀津7216 (大島支庁徳之島庁舎) TEL : 0997-82-1251 FAX : 0997-83-3092
上記以外	県庁土木部建築課計画指導係 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL : 099-286-3710 FAX : 099-286-5635

5 その他

- ・業務の実績の有無にかかわらず, 毎年度提出してください。
- ・第一面から第五面まですべて提出してください。

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

鹿児島県知事.....殿

年 月 日
() 建築士事務所 鹿児島県知事登録第 - - 号
事務所名称

.....
事務所所在地.....
電話.....(.....)
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

.....印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度 年 月 日～
年 月 日

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士、建築士及び建築士の場合、その旨	登録番号	をた府名級土木建築場 録け道 二築は建の 登受都県（建又造士合）	第2条第13号の月日 法第2条第13号の月日 建築士法第2条第13号の月日	一又計士合 計士設 造設備建 は一級建 にであ は、そ	計築設一士付 造建は計築交 一級又設建の 士備級建の番 証の号	建築士法第22条第4号及び第5号のうちのいずれの年月日
合計名			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名			

(第四面)

所属建築士の業務の実績

[記入注意]

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから全ての業務を順次記入して下さい。

2 [例]

国土 太郎 東京都 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及
五階建延 700 ㎡ び工事 19. 2. 1
監理 19. 10. 3

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日